

収 印

入 紙

業 務 委 託 契 約 書

1. 業務名 令和 8 年度 西栗倉村防災ガイドブック改訂及び 12 地区ハザードマップ作成
2. 履行場所 西栗倉村役場 総務企画課
3. 履行期間 契約締結日から
令和 9 年 2 月 2 6 日まで
4. 業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
5. 契約保証金 免除

上記の委託業務について、甲と乙は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 住所 岡山県英田郡西栗倉村大字影石 3 3 番地 1

氏名 西栗倉村 村長 青木 秀樹 印

乙 住所

氏名 印

(総則)

第1条 甲（以下「甲」という。）及び乙（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

2 この契約における個人情報の取扱いについては、前項の規定にかかわらず、別記「個人情報取扱特記事項」の定めるところによる。

(業務工程表の提出)

第5条 乙は、仕様書に定める場合には、この契約締結後速やかに業務工程表を作成して、甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 乙は、前項の業務工程表を変更すべき事由が生じた場合においては、直ちに変更業務工程表を作成して、甲に提出し、その承認を得なければならない。

(検査及び引渡し)

第6条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、当該検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(著作権の譲渡等)

第7条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないにもかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第4条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物という。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（業務委託料の支払）

第8条 乙は、第6条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（消費税等率の変更に伴う業務委託料）

第8条の2 この契約に適用される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変更された場合の業務委託料について、税率が変更された日以降の業務委託料については変更後の消費税等の税率を適用し、算定した額とする。ただし、経過措置等が適用され、消費税等の額に変更が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（業務の内容変更）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、履行期間若しくは業務の内容を変更することができる。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、成果物又は業務の履行に関して契約内容との不適合があるときは、乙に対して 相当の期間を定めてその不適合の修補又は是正（以下「修補等」という。）を請求し、又は修補等に代え、若しくは修補等とともに損害の賠償を請求することができる。なお、これによっては目的が達せられない場合には、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定による修補等若しくは損害賠償の請求又は契約の解除は、甲がその不適合を 知った日から1年以内に行うものとする。

3 甲は、成果物の引渡し又は業務完了確認の際に不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該修補等又は損害の賠償を請求することはできない。ただし、乙がその不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

5 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて修補等を催告したにもかかわらず、その期間内に修補等がされない場合には、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を 請求することができる。

(催告による契約解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履

行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間後相当の期間内に完了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第6条第5項の修補又は第10条第1項の修補等がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(催告によらない契約解除)

第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、何ら催告を要せずにこの契約を解除することができる。

- (1) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又はその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (4) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (5) 業務の履行をせず、甲が催告をしても契約の目的を達成するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (7) 乙が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (8) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (9) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約解除の制限）

第12条 前2条の各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約解除となった場合の違約金等）

第 13 条 第 11 条又は第 11 条の 2 の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙は、第 11 条又は第 11 条の 2 の規定による契約の解除で損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

(履行遅滞における損害金等)

第 14 条 甲は、乙が当初の履行期間内に業務を完了しない場合は、履行期間後相当の期間内に完了できる見込みがあり、かつ、当該期間内の履行によっても契約の趣旨を全うできるときは、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。ただし、遅延の理由が甲の責に帰すべきときは、この限りでない。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から部分払に係る業務委託料を差し引いた額に対し、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（当該計算した額が実際に生じた損害額を下回るときは、実際損害額）とする。

3 乙は、第 8 条の規定による甲の代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(損害賠償の責任)

第 16 条 乙は、その責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負わなければならない。ただし、その損害の発生が甲の故意又は重大な過失による 場合若しくは天災等不可抗力による場合は、この限りでない。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、西栗倉村個人情報保護条例（平成16年3月16日条例第1号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(個人情報の適正管理)

第4条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次の各号に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個人情報を保管すること。

- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
 - (3) 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (4) 甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
 - (5) 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。
 - (6) 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。
 - (7) 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
 - (8) 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。
- (利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 2 乙は、甲、乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行い、甲から個人情報を提供された場合は、甲に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託)

第7条 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報を取り扱う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）を第三者に再委託してはならない。

2 乙は個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、甲及び乙の再委託先に対する管理及び監督の
手続
及び方法を具体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、
及び監督すると
ともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
ない。

(事故時の対応)

第8条 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当

該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況
を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還又は廃棄)

第9条 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

- 3 乙は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、物理的に破壊若しくはデータ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第10条 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(教育の実施)

第11条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報取扱業務を適切に実施するために必要な事項に関する

教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(点検の実施)

第 12 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第 13 条 甲は、個人情報取扱業務について、第 1 から第 14 までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する目的を達成するため、乙に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 14 条 乙は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は甲に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(契約解除)

第 15 条 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反している場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 16 条 乙の故意又は過失の有無を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。